

# 令和8年度高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種（説明書）

## 1. 目的・効力

高齢者の肺炎で最も多い「肺炎球菌」による肺炎の発病予防や、重症化防止のための予防接種です。  
この予防接種は、接種の義務はないため、本人が希望する場合にのみ定期接種として接種できます。  
ただし、定期接種として公費負担を受けて接種できるのは以下の対象者となる期間のみです。

## 2. 対象者

接種日を基準として宇治市・城陽市・久御山町のいずれかに住民登録があり、以下に該当する人

- ① 65歳の人（65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで）
  - ② 60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する人及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある人（身体障害者程度等級1級相当）
- ※ 過去に肺炎球菌ワクチンを自費または公費で接種したことがある人は、原則、定期接種の対象外ですが、医師の判断により対象となる場合があります。
- ※ 免疫機能の異常など、長期にわたり療養を必要とする疾患等により、接種対象期間内に定期接種を受けられなかった人には特例制度があります。詳細については、各市町担当課までお問い合わせください。

## 3. 使用するワクチン

種別	沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（プレベナー20）
接種回数	1回（筋肉内注射）

※ 令和8年4月より使用するワクチンが「23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン」から「沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン」に変更になりました。

## 4. 接種ができない人

以下の①～④のいずれかに該当する人は接種を受けることができません。該当すると思われる場合は、必ず接種前の診察時に医師へ伝えてください。

- ① 接種当日に37.5℃以上の熱がある人
- ② 重篤な急性疾患にかかっている人
- ③ 過去にこのワクチンの成分またはジフテリアトキソイドによって呼吸困難・じんましん等のアナフィラキシーショック（接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応）を起こしたことがある人
- ④ その他、予防接種を受けることが不適切な状態にある人

## 5. 接種上の注意

以下の①～⑦のいずれかに該当すると思われる人は、かかりつけ医等に相談の上、接種を受けてください。

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する人
- ② 過去に予防接種を接種後2日以内に発熱の見られた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある人
- ③ 過去に痙攣の既往のある人
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている者及び親近者に先天性免疫不全症の方がいる人
- ⑤ 本剤の成分又はジフテリアトキソイドに対して、アレルギーを呈するおそれのある人
- ⑥ 血小板減少症や凝固障害のある人、抗凝固療法を受けている人
- ⑦ 腎機能障害もしくは肝機能障害を有する人

裏面に続く

## 6. 接種後の注意事項

- ・ 予防接種を受けた後は、30分程度は安静にしてください。
- ・ 接種後、体調に異常を感じた場合は、速やかに医師に連絡してください。
- ・ 体調が優れない場合を除き、当日の入浴はさしつかえありませんが、注射した部分は擦らず、清潔に保ってください。
- ・ 接種後24時間は、激しい運動や大量の飲酒は避けてください。
- ・ 他の医師を受診したり、他のワクチンを接種したりする場合は、必ずこのワクチンを接種したことを医師または、薬剤師に伝えてください。

## 7. 接種後副反応

ワクチン接種後に以下のような副反応がみられることがあります。

発現割合	主な副反応
50%以上	接種部位の痛み・圧痛
30%以上	筋肉痛、疲労
10%以上	頭痛、関節痛
1%以上	紅斑、腫脹
頻度不明（希少）	アナフィラキシー、痙攣、血小板減少性紫斑病

## 8. 他の予防接種との接種間隔

- ・ 定期接種実施要領の改正（令和2年10月1日適用）に伴い、異なるワクチン（不活化ワクチン、経口生ワクチン）の接種間隔制限がなくなりました。  
※ 注射生ワクチン同士の接種間隔は、以前と同じく27日間以上のままです。
- ・ 医師が特に必要と認めた場合には、他の高齢者予防接種（インフルエンザ、新型コロナ、带状疱疹）との同時接種が可能です。

## 9. 予防接種健康被害救済制度

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、前述のとおり、まれに重大な副反応が現れ、身体に害をもたらすことがあります。

このような健康被害と予防接種との間に因果関係があると厚生労働大臣が認定した場合には、「予防接種健康被害救済制度」による給付を受けることができます。詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

なお、申請手続等については、お住まいの市町にお問い合わせください。

<厚生労働省ホームページ>

「予防接種健康被害救済制度について」

予防接種 健康被害



<お問い合わせ先>

・ 各接種医療機関

・ 宇治市健康づくり推進課

・ 城陽市健康推進課

・ 久御山町国保健康課

電話 20-8793

電話 55-1111

電話 45-3906

075-631-9913

## 10. その他

予診票については、医療機関から各市町に送付されます。予めご了承ください。